別紙

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、平成 24 年の 268,390 人をピークに減少に転じ、令和４年は、257,948 人となっている。また、年齢３区分別人口の構成比で 65 歳以上を見ると、平成 27 年は、25.0%であった割合が、令和２年には 28.1%と増加しており、今後、人口減少・少子高齢化が急激に進行することが見込まれている。

そのような中、本市の産業構造に目を向けると、産業分類別の就業者数では製造業の割合が 24.3%と全国平均 15.7%を大きく上回っており、製造業に特性を有する地域であるといえる。また製造業を営む企業者のうち、従業員数 20 人未満の企業者が 75.4%を占めており、比較的小規模な企業者が本市の産業を支えていることが分かる。

それらの中小企業者では、人口減少・少子高齢化の急激な進行により、人手不足、後継者不足等の課題に直面していることに加え、近年の感染症の世界的流行や、国際情勢の影響を受け、厳しい経営環境となっている。

こうしたことから、生産性の高い設備導入を推し進めることで、労働生産性を向上させ、働き手不足への対応や競争力の強化につなげていく必要がある。

（２）目標

「活力とにぎわいのあるまち」というまちづくりの基本目標の実現のため、本計画策定により、労働生産性を年平均３％向上させる中小企業者を２年間で 70 件認定し、地域の労働生産性を底上げすることで、長時間労働の低減や労働者の所得向上を促進する。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

本市が捉えている働き手不足や技能承継問題へ対応可能とする生産性向上に資する先端設備等を幅広く導入促進するため、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。ただし、太陽光発電関連設備については発電電力を直接商品の生産、販売又は役務の提供の用に供するために現在事業を行っている建物とその敷地に設置するものに限る。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

本市には２つの工業団地が存在するが、本計画が対象とする中小企業者は市内各所に点在しているため、対象地域を限定せず、市内全域を対象とする。

（２）対象業種・事業

本市の産業構造は製造業が大きなウェイトを占めるが、サービス業をはじめ様々な業種の中小企業者が加古川市域の経済を支えており、本計画の波及効果を高めるため対象業種を限定せずに全業種を対象とする。

また、昨今の企業活動は技術の進歩とともに多様化しており、対象事業を限定することは活発な企業活動を阻害する可能性があるため、全事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間（令和５年４月１日～令和７年３月 31 日）とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間、５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

（１）人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

（２）公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについて先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

（３）周辺住民および周辺地域等への迷惑とならないよう呼びかける。また、苦情等については、誠意を持って対応することを促し、周辺の住環境に配慮する。